



新型コロナワクチン 予約受け付け中

8月12日時点の情報

対象者

- 1・2回目接種** 満5歳以上
- 3回目接種** 2回目接種から5カ月以上経過した12歳以上
※モデルナ社製ワクチンの場合は18歳以上
- 4回目接種** 3回目接種から5カ月以上経過し、60歳以上
または18～59歳で次の①～③に該当する方
 - ①基礎疾患を有する
 - ②そのほか重症化リスクが高いと医師が認める
 - ③医療機関や高齢者施設などに従事している

4回目接種券の申請

- 申請が不要な方
 - ☑60歳以上で、3回目接種日時点で調布市に住民登録があった方※3回目接種日から5カ月経過前に発送します
- 申請が必要な方
 - ☑18～59歳で次の①～③に該当する方
 - ①基礎疾患を有する
 - ②そのほか重症化リスクが高いと医師が認める
 - ③医療機関や高齢者施設などの従事者



基礎疾患を有する方などの申請方法



従事者の方の申請方法

集団接種会場で接種

調布駅前広場診療所は8月末で終了し、9月は保健センターで集団接種を実施します

3・4回目接種

●使用するワクチン：
ファイザー社製（12歳以上）、モデルナ社製（18歳以上）

接種会場：調布駅前広場診療所

- 接種時間：午前枠／午前9時～11時30分
午後枠／午後1時30分～4時
夜間枠／午後5時30分～8時

ファイザー社製ワクチンを使用する日程

接種日	午前枠	午後枠	夜間枠
8月26日(金)	—	○	○
27日(土)	○	○	—

モデルナ社製ワクチンを使用する日程

接種日	午前枠	午後枠	夜間枠
8月22日(月)	—	—	—
23日(火)	○	○	—
29日(月)	—	—	—
30日(火)	—	—	—

全年齢共通 当日の持ち物

- ☑調布市が発行した接種券付予診票
(事前に予診票の必要事項を記入)
- ☑本人確認書類 (保険証など)
- ☑お薬手帳 (お持ちの方)

接種会場：保健センター
(文化会館たづくり西館1階)

- 接種時間：午前枠／午前9時～11時30分
午後枠／午後1時30分～4時
夜間枠／午後5時30分～7時30分

ファイザー社製ワクチンを使用する日程

接種日	午前枠	午後枠	夜間枠
9月10日(土)	—	○	○
24日(土)	○	○	—

モデルナ社製ワクチンを使用する日程

接種日	午前枠	午後枠	夜間枠
9月1日(木)	○	○	—
2日(金)	—	—	○
3日(土)	○	○	—
6日(火)	○	○	—
12日(月)	—	○	○
13日(火)	—	○	○
16日(金)	—	—	○
17日(土)	○	—	—
22日(木)	—	○	○
23日(金)	○	○	—
30日(金)	—	—	○

小児(1・2回目)接種

接種会場：保健センター

- 対象者：5～11歳の方
- 使用するワクチン：
小児用ファイザー社製
- 実施日程：

1回目接種 8月27日(土)午後2時～4時

※2回目の接種日は1回目から3週間(21日)後の同じ曜日・時間に自動予約

〈保健センターの場所〉



※各集団接種会場に駐車場はありません

個別医療機関で接種

- 対象：1～4回目接種
- 使用するワクチン：ファイザー社製と小児用ファイザー社製

- 予約方法：
接種を希望する個別医療機関へ



個別医療機関一覧

集団接種の予約方法

インターネット または 市コールセンターへ電話
(調布市新型コロナワクチンコールセンター)

☎0120-139-710

午前9時～午後5時※集団接種を実施する土・日曜日、祝日も開設

※市内の医療機関や高齢者施設などに従事し、集団接種会場での接種を希望する住民登録が調布市外の方は、コールセンターにお電話ください



集団接種予約システム

審議会等の会議の傍聴

※要マスク着用・発熱などの風邪症状がある場合は傍聴不可。車いすや手話通訳を希望する場合は要事前相談。状況により中止・延期・変更の場合あり

第2回環境保全審議会

☎8月30日(火)午後2時～
(受付1時45分～)

☎文化会館たづくり10階1001学習室

☎当日先着3人

☎環境政策課☎481-7086

発熱などの症状がある方の相談窓口

①まずは
かかりつけ
医に相談

②かかりつけ医が
いない場合
診療・検査
医療機関を
検索



東京都
HP参照

③東京都発熱相談センターへ電話
(医療機関の案内、症状に関する相談)

☎03-5320-4592 (毎日24時間)
☎03-6258-5780

(医療機関の案内のみ)

☎03-6732-8864・☎03-6630-3710
☎03-6636-8900 (毎日24時間)

●新型コロナウイルス感染症対策基金へのご寄附をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域医療体制の整備、市民生活への支援、地域経済の回復に活用します。寄附金は、所得税、住民税の寄附金控除の対象となります。基金について／企画経営課☎481-7368、寄附手続きについて／管財課☎481-7173